

令和6年度 第3回 東海村子ども・子育て会議 議事録

会 議 名 等	令和6年度 第3回 東海村子ども・子育て会議
日 時	令和6年12月26日（木） 10:00～11:30
場 所	東海村役場5階 原子力視察研修室
出 席 委 員	鈴木 みなみ, 佐藤 晶子, 諏訪 健一郎, 大森 奈穂美, 高橋 登志子, 鈴木 淳子, 鹿志村 茂, 諏訪 湖弓, 千葉 香, 中村 宏, 境 洋子（副会長）, 神永 直美（会長） （順不同・敬称略） 15名中12名出席
事 務 局	7名
次 第	1 開会 2 副参事挨拶 3 会長挨拶 4 議事 （1）第三期東海村子ども・子育て支援事業計画について 5 その他 6 閉会
	【事前配布資料】 ・会議次第 ・資料1（第三期東海村子ども・子育て支援事業計画（素案））
議 事 内 容 等	
1 開 会 2 副参事挨拶 3 会長挨拶 4 議事（会長による議事進行） （1）第三期東海村子ども・子育て支援事業計画について 【資料1】 5 その他 6 閉会 ■審議内容 <u>（1）第三期東海村子ども・子育て支援事業計画について</u> 【会長】 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の量の見込の考え方，保育者の配置について教えて欲しい。 【事務局】 国が現時点で想定しているのは，預かり保育と同じような職員体制や設備環境のようである。 預かるこどもの人数によってプラスアルファの保育士が必要になることを想定している。	

【委員】

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、上限 10 時間と設定しているのに、計画上、令和 8～9 年度は上限 3 時間としている理由を教えてください。

【事務局】

市町村によって受け入れ体制の確保が難しいという背景もあり、国からは、令和 8～9 年度は経過措置として上限 3 時間でも良いという通知を受けている。

また、村内事業者に現時点でのこども誰でも通園制度の実施可否を伺ったところ、現在は、入所保留児童も多く通常の通所のこどもの受入に注力している、プラスアルファの職員確保が難しいといったご意見をいただいている。まずは最低限のところからスタートしたいという考えから、上限 3 時間という設定にしている。

【委員】

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、東海村緊急保育所（なないろ）の 1 施設で国が求める量の基準をクリアできるという認識か。それとも、各事業者に割り振られてくる流れなのか。その辺をどう想定されているか。

【事務局】

東海村緊急保育所（なないろ）だけでは不足するという認識である。東海村緊急保育所（なないろ）は離乳食の調理に対応をしていないため、本制度の対象となる生後六ヶ月以降の 0 歳児のニーズ部分をどこか別で確保しなければならない。ただし、全ての事業者で必ずしも実施していただかなければならないという制度ではない。

【委員】

保育の量の見込についてご説明いただきたい。また、これは舟石川保育所の建て替えによる影響も織り込まれているのか。

【事務局】

0 歳児の量の見込みと過不足については、10 月 1 日時点のものになる。例として、令和 11 年の 0 歳児 3 号認定の過不足は 10 月 1 日時点では+18 名となっているが、年度末までには入所申込者が増えるので、実際はもっと少なくなるのではと想定している。また、質問の通り、舟石川保育所を移転・建て替えにより定員を増やすことを想定している。

【委員】

教育・保育の量の確保から質の充実という点が重要だと感じた。「幼稚園教諭や保育士等に対する研修の充実、小学校への円滑な接続に向けた幼児教育施設と小学校との連携強化などにより」という記載があるが、具体的に検討していることはあるのか。

【事務局】

所管部で内容を検討し、お示しできる段階であらためてご案内したい。

【委員】

小学校と保育所との連携については、難しいこともあるが折り合いを上手くつけながら一生懸命行っている。

【委員】

一年目から三年目の若手職員が、村で実施するクオリティアップ研修に参加している。30代～40代の中堅職員向けにも、他の保育所や幼稚園でどんな取り組みを行っているのか共有できるような研修の場があると良いのではないかな。

【事務局】

頂いた貴重なご意見は担当部署に伝える。

【委員】

（素案の基本理念について）とても素晴らしいと思う。インクルージョン的で、全てのこどもが笑顔になる保育が提供できれば良いと思う。

【委員】

保育所・幼稚園と小学校の連携という話があったが、学校関係者にもこの会議に参加してもらえば良いと思う。また、ヤングケアラーについて、村で具体的にどんな取り組みをしているのか教えて欲しい。

【事務局】

こども家庭センターが今年の4月から開所している。また、社会福祉協議会を中心に食糧支援や貸付事業を行っており、その中で、ヤングケアラーがいる世帯にも介入してもらい、こどもが自分の学校の勉強、十分な睡眠、遊びに行けるよう支援につなげている。

地域の子育て支援事業の中では、産前・産後の方をメインとしていた事業を、18歳まで対応できるよう対象者を拡大していく予定であり、村としてもヤングケアラーに目を向けて、後方支援という形を取り入れていきたいと考えている。

また、本計画の策定に向けて小学校五年生から中学校三年生までにアンケートを実施し、調査結果取りまとめをしているところであり、その中で（ヤングケアラーに関する）回答があった際は皆様にご報告する。

【事務局】

学校関係者の会議への参加については、会議の定数もあるので、内部で検討する。

【委員】

こども誰でも通園制度はネットで予約できるのか。通常の一時的預かりは電話予約だが、予約する親も、予約の電話を受ける職員も対応に苦労しているのではないかな。

【事務局】

こども誰でも通園制度は、一時的預かりとは別対応になるが、国でシステム化を行うと聞いている。ただ、登録の際は電話経由になることもあるかもしれない。事業者のICT化については、各種補助金も用意されているので、検討の際は村に相談いただきたい。

【委員】

最近は採用難で職員の確保も難しい。限られた人数で職場を回していかなければいけない状況では、研修を受けるのも大変であるが、ウェブで受講可能な研修が増えてきたのは非常にありがたい。

【委員】

こども誰でも通園制度への対応を非常に懸念している。(当園の)保育室は定員で一杯の状況であり、離乳食の対応も心配である。不安要素については引き続き村で調査してもらえるとありがたい。

【委員】

小学校に進んだ後に、学校に行けなくなってしまうこども(不登校児)の話も耳にする。こどもの居場所作りについては、村でどのような取組みを行っているのか。

【事務局】

現状では、校内フリースクールを行っており、なかなか登校できないこどもの支援を行っている。社会福祉協議会が実施する学習支援事業や、教育支援センターたんぽぽでも支援の取組みを行っている。

【事務局】

学童保育のニーズについても増加傾向である。来年度は小学校の校舎なども活用して受け皿を拡大するという方向で協議検討を進めているところである。また、長期休業期間だけ学童クラブを利用したいという声も多いことから、本年度、条例を改正し、公設学童クラブの利用方法を改善したところである。

以上